

私は、リベラル香川を代表して、県政全般にわたる諸課題について質問し、知事、教育長の御見解をお聞きします。

質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。

小選挙区制導入をきっかけに、政治の世界が「ゼロ」か「100」の極端な議論に展開しているように思えてなりません。

こういう政治状況を見ている国民は、「ついていけない」「よくわからない」という気持ちになり、政治への関心が薄れ、近年の低投票率の原因にもなっているのではないのでしょうか。

制度・政策を改革するにしても、急激な改革では国民はついていけないのではないかと、穏健な幅広い意見を集約できる組織や政治家が少なくなっていると感じています。

その中で、微力ではありますが、私どもは、穏健な政治土壌を地方政治の中につくるために新しい風を吹き込む会派として、リベラル香川を結成しました。

私たちリベラル香川は、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、多様性を認めつつ、互いに支え合い、すべての人に居場所と出番があって社会に参加できる共生社会をめざします。

平和、社会的公正、格差の縮小、弱者を生まない視点を重視するとともに、地方分権や信頼し合える社会づくりをめざします。

県議会各派と県執行部の皆様のご理解をお願いするとともに、県民皆様のご支援を切にお願いします。

ところで、現代社会は、あまりにも経済至上主義と行き過ぎた競争社会になっており、ぎすぎすした関係が構築され、お互いに信頼し合える社会になっていません。

信頼し合えない社会では、国民の皆様に、これだけ必要だからと増税をお願いしても税金を納めてもらう信頼感は生まれません。

信頼し合える社会をつくるためには、お互いの能力や役割を認め合う共生社会をめざさなければなりません。

「驕れる者は久しからず」ということわざがあります。

権力を持つ者、決定権を持つ者は、謙虚であるべきであります。

権力を持った人が、驕り、高ぶりが出ると、どこかでアツレキが生まれます。

上に立つ者は、そのことに気を付けていただきたいことをお願いしまして、質問に入ります。

質問の第1点は、**財政運営について**であります。

今月1日、安倍首相は、来年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを平成31年10月に2年半再延期する方針を表明しました。

現時点でリーマンショック級の事態は発生していない、熊本地震も大震災級ではない、今回の再延期は、「新しい判断」である、そう述べられました。

私は、この場でその判断の是非を申し上げるつもりはありません。

しかしながら、「新しい判断」で消費税率の引き上げ再延期となれば、これからの日本に、地方に、そして本県に、一体どのような影響が及ぶのか、しっかり認識しなければなりません。その場の言動に踊らされることなく、我々は冷静に対処しなければなりません。

今月2日に「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針2016」が閣議決定されました。

今回の骨太の方針では、消費税率の引き上げを再延期するとともに、平成32年度に国、地方をあわせたプライマリーバランスの黒字化を目指す財政健全化目標が堅持され、「経済・財政再生計画」の下、アクションプログラムに沿って、経済・財政一体改革を推進していくとしています。

しかしながら、その推進に必要な財源をどのように補い、施策を実施していくのか、具体的に示されておりません。

また、安倍首相は、引き上げ再延期で不足する社会保障財源について、赤字国債でその充実を図るような無責任なことは行わないとも述べています。

そもそも消費税率引き上げ分は、「社会保障と税の一体改革」において、少子高齢化による社会保障の負担増を将来世代に先送りしないよう、全て社会保障の充実や、制度の安定化に充てられることになっています。

来年4月からの消費税率引き上げ分では、待機児童解消など子育て支援策や介護保険料の低所得者の負担軽減、国民健康保険への財政支援の拡充等、さらには、年金受給資格期間の短縮や低年金者への支援給付金など、合計約1.3兆円もの充実策のほか、社会保障の安定化財源としても見込まれていました。

また、骨太の方針とともに、今月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、消費税率引き上げ分以外の財源で、保育士や介護職員の処遇改善の実施、さらには給付型奨学金の創設に向けた検討をするとされておりますが、その財源も明らかになっておりません。

保育や医療、介護分野は、地方が主体となって事業を実施するものであり、消費税率が引き上がらない中で、国による制度の見直しや必要な財源手当がなされなければ、地方はその分を自ら持ち出して財源補填をするか、住民サービスを落とすしかなくなるのです。

我々は、足元の景気回復への期待だけではなく、しっかりと将来を見据え、持続可能な社会保障制度はどうあるべきなのか、真剣に考えていかなければなりません。

先に申し上げた施策を実施するためには、なんとといっても財源が必要です。

消費税率の引き上げによる地方増収分は、約 1.7 兆円と見込まれていました。再延期により地方消費税の減収は避けられませんし、国税のうち地方交付税の原資分も見込めなくなります。

そのため、地方全体で財源不足が生じれば、それを補うための財源として、これまでも行われてきた臨時財政対策債で手当されてしまう可能性もあり、そうなれば、これまで以上に県債残高の増加につながる可能性も否定できません。

また、骨太の方針では、地方交付税において、先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映、いわゆるトップランナー方式が導入されます。さらに、今年度から別枠加算が廃止となり、歳出特別枠も縮小され、国の政策誘導により、このまま地方交付税総額が減らされれば思うつぼにはまってしまう恐れがあります。

消費税の減収分を取れるところから取る、国の平成 28 年度一般会計予算の 15.8%もの大きな割合を占める地方交付税に国が目をつけるのは当然考えられることであります。

これまで自治体では、社会保障経費の累増を吸収するため、人件費や投資的経費の抑制など、懸命の歳出抑制に取り組んできましたが、その成果を国の財源確保のために利用される可能性は否定できないどころか、大いにあると言わざるを得ません。

県では今年度から「財政運営指針」をスタートさせました。5年間で 835 億円の収支不足を解消しながら財政運営を進めていくということで、引き続き厳しい財政状況にあります。

これまで申し上げてきたとおり、今回の消費税率の引き上げ再延期により、地方消費税を含む県税収入はもとより、地方交付税、さらには、臨時財政対策債にも留意する必要があります。また、安倍首相が表明した、総合的な経済対策の実施による地方負担分の県債増も懸念されます。一方、社会保障経費の充実に加え、累増する社会保障経費の自然増への対応も必要となります。

県は、今回の財政運営指針で、臨時財政対策債を含めた元金プライマリーバランスの黒字化を図り、県債残高の減少を目指すことを目標に掲げました。持続可能な財政運営を目指したこの目標は評価するものでありますが、今回の消費税率の引き上げ再延期の影響により、目標が見失われることがあってはいけませんし、国のせいばかりにしているでも解決にはなりません。

いずれにしても、今後、国の動向を注視するとともに、人口減少、少子高齢化が一層進展する中で、将来世代に過度の負担とならないよう、これまで以上に身の丈に合った規律ある財政運営が求められています。

そこで知事にお伺いいたします。

まず、消費税率の引き上げ再延期方針に対する認識と、地方への影響が懸念されるものについては、国に働きかけをしていく必要があると思いますが、御所見をお伺いいたします。

また、これまで申し上げてきた一連の国の方針を踏まえ、今年度からスタートした財政運営指針に基づく今後の財政運営の進め方について、あわせてお伺いいたします。

(浜田知事答弁)

リベラル香川代表 三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政運営についてであります。

私は、これまで消費税率の引上げにつきましては、現在の国と地方の危機的財政状況や、社会保障の充実、安定的な社会保障制度の構築の確保の観点からは、避けて通れないものと申し上げてきたところでありますが、今回の再延期は、政府において、世界経済を含めた現下の経済状況等を総合的に勘案した上で判断されたものと認識しております。

現時点では、再延期に伴う各種施策について、国の具体的対応が示されておらず、歳入面、歳出面とも地方への影響は不透明であります。いずれにいたしましても、持続可能な社会保障制度の構築は、将来の子供たちのためにも、極めて重要な課題であると考えており、今後、国に対し、制度の見直しや安定的な財源確保を図るとともに、地方の活力を失わせるような地方財政へのシワ寄せが生じることのないよう、全国知事会等を通じ、機会を捉えて、働きかけてまいります。

また、今年度からスタートした財政運営指針では、消費税率の引上げを前提に策定しておりますことから、今後の国の動向を注視しながら見直しを行っていく必要がありますが、御指摘のとおり、社会保障財源の見通しが不透明な中、これまで以上に歳入確保や徹底した歳出抑制を行っていかねばならないと考えております。

いずれにいたしましても、私自身が先頭に立って、次世代への責任の視点に立って、将来に過度の財政負担を残さない計画的で持続可能な財政運営を進めてまいります。

質問の第2点は、**熊本地震を踏まえた防災対策について**であります。

4月14日、熊本地方を震源とするマグニチュード6.5、最大震度7の地震が発生、また、2日後の16日に、マグニチュード7.3、最大震度7の地震が連続して発生しました。

現在も余震が続く中、避難されている方をはじめとして、被害を受けられました皆様方に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興を祈念申し上げます。

さて、今回発生した熊本地震は、本県がこれまで進めてきた防災対策に、また新たな課題が投げかけられたのではないかと思います。

今回の地震の大きな特徴は、複数存在する断層の横ずれによる直下型の地震により、震度7の揺れが短期間で2回連続して発生したことです。

気象庁は、「大きな地震が2回起こり、震源が広域に広がる過去に例がない形で、今後の予測は難しい」とコメントしたほか、4月14日に発生した震度7の大地震ですら「前震」と位置づけ、16日に発生した地震を「本震」と訂正したほどであります。

この点、本県に影響する主な活断層としては、長尾断層や中央構造線があり、今回の地震を主に引き起こしたとされる「布田川（ふたがわ）断層帯」での30年以内の地震発生確率が、ほぼ0%~0.9%であったことを考えれば、他人事ではありません。

震度7の大きな揺れが短期間で2回連続した今回の地震で、我々がこれまで大丈夫だと信じてきた、現行の耐震基準を満たす住宅が多数倒壊したとの報道がなされています。

また、「建物の強度を定めた建築基準法は、2回の大地震を想定しておらず、耐震基準には地域差もある」と指摘する専門家もいます。

平成25年の住宅の耐震化率は、全国が82%、本県は75%と全国平均を下回っており、今後も耐震化を促進していく必要がありますが、今後、今回のような大規模な連続地震への対応も考慮する必要が出てきたのではないかと思います。

現在、県が実施している民間住宅耐震支援事業では、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅を補助対象としています。今回の地震で現行の耐震基準を満たす住宅が倒壊している現状を踏まえれば、これまでの補助対象に加え、昭和56年以降の耐震基準で建築された住宅も対象とするなど、よりきめ細かな支援を検討していくべきと考えます。

また、住宅の耐震補強工事は、耐震性の違いにより工事に大小あるものの、大半は、筋交いを設置したり、構造用合板を張ることなど、地元中小業者でも十分に対応できます。

今後、県のさらなる後押しによる耐震化の促進が、防災対策の強化につながるとともに、地元中小業者の受注増をもたらす雇用増、そして所得増につながり、ひいては、本県経済の活性化に寄与する効果も十分に期待できます。

そこで、まず、今回発生した熊本地震に対する認識について知事にお伺いするとともに、現行の民間住宅耐震支援事業の充実、拡充策について検討すべきと考えますが、あわせて

御所見をお伺いいたします。

(浜田知事答弁)

次は、熊本地震を踏まえた防災対策についてであります。

熊本地震では、震度7の揺れが短期間に2回連続して発生するとともに、長期間にわたり余震が継続するなどの特徴が見られるところであります。

県では、熊本地震の状況を把握するため、職員を現地に派遣し、災害対策本部の運営をはじめ、市町村等との連携、物資の配送、避難所の状況等について聴き取り等を行ったところであり、食料等の備蓄と、その配送をはじめとする諸課題について、今後、さまざまな検証の結果も踏まえ、本県の防災・減災対策に生かしてまいりたいと考えております。

次に、御指摘の民間住宅耐震対策支援事業については、今年度から、通常の耐震改修について、これまでの2分の1の補助率を廃止し、90万円を限度に全額を補助することとしたほか、簡易な改修や耐震シェルター、耐震ベッドを補助の対象にするなど、より少ない負担で耐震対策に取り組めるよう、補助制度を拡充したところであります。

本事業の一層の充実については、今回の拡充策の効果を検証するとともに、国の、「建築構造基準委員会・建築研究所熊本地震建築物被害調査検討委員会」において、熊本地震での建築物被害の原因分析を行ったうえで、耐震性の確保・向上方策について検討されると伺っていることから、その結果を踏まえる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、本県の住宅の耐震化率が、75パーセントと全国平均を下回っていることは、御指摘のとおりであり、民間住宅の耐震化を促進することは急務であると考えておりますので、まずは、拡充した補助制度の広報・啓発活動の強化を図り、一人でも多くの方に、住宅の耐震対策に取り組んでいただけるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

質問の第3点は、**蓄電設備の導入及び技術開発の促進について**であります。

本県では、浜田知事就任以降、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金による再生可能エネルギーの導入を積極的に促進し、平成26年度末には20,000件を超え、環境基本計画の最終年次の27年度を待たずして目標を達成するなど、順調に成果をあげてきました。

日照時間の長い本県の特性を活かして促進してきた太陽光発電は、助成効果や減税効果、固定価格買取制度による効果と相まって、現在、住宅用のみならず、事業用メガソーラーもあちこちで見られるようになりました。

また、太陽光発電装置は、減価償却資産の耐用年数も基本的には17年と長く、固定価格の買取期間も、現時点で、10kw未満で10年、10kw以上では20年あり、一度導入すれば、長期の利用効果が見込まれ、今後とも有望なエネルギーであると考えられます。

そのような機会を捉え、今後、太陽光発電をフル活用する取り組みを考えていけば、相乗効果でさらに本県にとって特色あるものとなるのではないかと思います。

その中で、最も有望と考えられるのは、太陽光発電で得られた電力を蓄える蓄電設備の導入であります。

蓄電設備の導入により、太陽光発電で得られた電力は、売電収入に加え、蓄電による夜間利用や、さらに、災害等の停電時の代替電力としても利用でき、防災対策の強化にもつながります。

つまり、蓄電設備の導入促進により、さらなる太陽光発電の普及につながるとともに、防災対策にも寄与する経済性の高い政策となると考えられます。

また、太陽光発電や蓄電設備の普及とともに、蓄電技術やメンテナンス技術は、成長産業となる可能性を秘めています。

日照時間の長い本県の特性を活かした太陽光発電及び蓄電設備の導入促進に加え、蓄電技術やメンテナンス技術も全国をリードすることで、環境と産業が融合した特色ある取り組みが期待できます。あわせて、中小事業者にも対応可能な設備の修繕需要も高まります。

県の産業成長戦略には、リチウムイオン電池の電極材料などを製造している企業が存在し、産業技術センターでは、2次電池電極関連技術や省エネルギー生産技術・製品開発技術等の分野で技術が蓄積されている強みがあるとされており、蓄電技術の開発促進により、太陽光のみならず、他の再生可能エネルギーへの応用も期待できます。

また、太陽光発電のメンテナンス分野でも、県内のベンチャー企業が、水を使わずに太陽光パネルを自動で清掃するロボットを量産し、海外展開するとの報道もあります。

本県の特性を活かし、地球温暖化対策、防災対策、そして成長産業化、いわば「一石三鳥」方式の先駆的な取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。

そこで、これまで申し上げてきたことを踏まえ、本県の特性を活かして、蓄電設備の導入を促進するとともに、成長産業として、蓄電技術をはじめとする太陽光関連分野の技術

開発を促進し、再生可能エネルギー促進県を目指す取り組みを検討してみてもいいかと考えますが、知事の御所見を伺います。

(浜田知事答弁)

次は、蓄電設備の導入及び技術開発の促進についてであります。

再生可能エネルギーの導入につきましては、地球温暖化対策はもとより、エネルギー源の分散化、地域経済への波及効果といった観点からも重要であると考えており、本県においては日照時間が長いという特性を踏まえ、太陽光発電の導入促進のための補助制度を設け、積極的に取り組んでいるところであります。

議員御提案の蓄電池の導入促進につきましては、国において、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」として、住宅の新築や改修の際、太陽光発電システム等の整備と合わせて、昼間に発電した電力を蓄える蓄電設備を整備する場合に、今年度から補助を行っております。

この、国の補助制度では、太陽光発電システムの整備は対象外であります。本県の同システム整備への補助制度と組み合わせることで、蓄電設備の導入も促進されるものと考えられることから、これらの制度の周知等を図ってまいります。

また、エネルギー関連分野における県内産業の育成にあたりましては、これまでも県産業技術センターにおいて技術相談に応じるとともに、産学官の連携のもと、平成25年度に設置した「かがわエネルギー産業フォーラム」において、蓄電池に係る勉強会や先進地視察を実施してきたところであります。

こうした取組みに加え、昨年、協定を締結した産業技術総合研究所との連携のもと、県内企業の課題解決に向けた研究協力などの支援を行い、蓄電技術をはじめとする太陽光関連分野の技術開発を促進してまいります。

質問の第4点は、**医療と介護の連携について**であります。

今定例会に香川県地域医療構想の素案が報告されております。

地域医療構想は、二次保健医療圏を基本とした区域ごとに、2025年の機能別の医療需要、病床の必要量と、その実現のための施策を定めるものですが、国の医療費抑制策として、全体の病床数を減らすことが目的となってはいけません。

本来であれば、医療機関と介護施設の実態、例えば、最近では、中規模民間病院の隣に介護施設が隣接していて、入院患者の病状が回復すると、次は、回復期や慢性期の病院ではなく、隣の介護施設に入っている、そうした実態を踏まえて、県民にとって本当に必要な計画を策定していくことが必要だと考えますが、今回は申し述べるにとどめておきます。

さて、病床機能の分化が進めば、医療機関相互の連携はもとより、医療と介護の連携の必要性は一層高まります。病状に応じた転院や在宅等への移行が円滑になされるよう、回復期、慢性期のみならず、介護施設、在宅介護等に対する医療と介護の連携体制の構築が不可欠であります。

高齢者の方が急病で入院すればその家族は大変であります。病院に運ばれると、急性期で命は助けていただけます。ただ、それから数週間たつと、次はどこに行くのかという話が本当に大事になります。特に、住みなれた家で在宅介護を進めることになれば、まさしく医療と介護の連携が重要になります。

その場合、医療、介護といったそれぞれの縦割り分野だけではなく、ケアマネージャーやソーシャルワーカー、看護師などみんなが集まることで、一番いいものができると思うのです。その中で、いろいろな情報をみんなで共有、蓄積していくことができ、患者やその家族に適切に提供できる体制ということがこれから本当に重要になってくると思います。

一方、医療と介護の提供体制の整備については、地域包括ケアを担う市町が主体的に取り組むものですが、サービス人材の不足やスキル不足から十分なネットワーク基盤が構築されていないとも聞いております。

県としては、県民がいつでもどこでも安心した生活を送ることができるよう、市町の実情に応じ、医療・介護の連携体制の構築に向け、適切に支援していく必要があると考えます。例えば、広島県では、県が主体となって市町を広域的にサポートする推進センターを設置し、専門職チームの派遣や多職種連携、人材育成など総合的な支援を行っているとの事例もあります。

いずれにしても、そのような人材をどう育てていくか、育てた人材でどう連携を取り合っていくかが大切であります。県としても市町任せにせず、今からそういうことを考えていかないと、医療・介護連携は絵に描いただけのものになり、簡単には機能しないのではと思うのです。

そこで、医療と介護の連携について、市町における現状と課題について知事にお伺いす

るとともに、県として、必要な人材の育成と連携体制の構築に向けてどのように取り組んでいくのか、あわせて伺いたします。

(浜田知事答弁)

次は、医療と介護の連携についてであります。

平成26年の介護保険法の改正により、在宅医療・介護連携推進事業につきましては、市町の地域支援事業に位置づけられたところであり、市町が主体的に取り組んでいくことが重要とされております。

この事業では、「地域の医療・介護の資源の把握」から「在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」までの8項目を平成30年4月までに実施することとされております。

そのため県として、市町担当者を対象に、事業の進め方に関する勉強会や県内外の先行事例などの情報提供を行ってきたことにより、市町の取組みが一定程度進んできたところであります。

現時点では「地域の医療・介護の資源の把握」や「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」などの項目は、多くの市町が取り組んでいる一方で、「在宅医療・介護連携に関する相談支援」や「在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」などの項目では取り組んでいる市町がまだ少ない状況であります。

在宅医療・介護連携を円滑に進めるためには、医療・介護関係者の連携を調整・支援する人材の確保が課題であることから、市町で相談窓口を担える在宅医療・介護連携支援コーディネーターを育成する研修などを実施しております。

また、市町と地域の医師会等をはじめとする医療・介護関係者との連携が重要であることから、県からも地域の医師会等に協力を働きかけるなど、今後、必要な調整を行いたいと考えております。

私といたしましては、全ての市町において、在宅医療・介護連携の取組みが推進され、高齢者が住み慣れた地域で、必要に応じて速やかに介護や医療サービスを受け、自分らしい暮らしを続けることができるよう、市町の実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。

質問の第5点は、**国際航空路線の誘致戦略について**であります。

高松空港の国際航空路線については、浜田知事就任以降、平成23年の上海線、25年の台北線の開設に続き、来月には、新たに香港線も開設されることになりました。

この間、国際航空路線利用者数は、平成23年の5万6千人から、27年の15万3千人と2.7倍の増、また、外国人延宿泊者数は、平成23年の3万4千人から、27年の18万人の5.3倍と飛躍的に増加しています。

これは、浜田知事のトップセールスをはじめとした、路線開設に尽力された方々の努力の成果であると評価するところであります。

ところで、今定例会に提案されている補正予算を見ますと、香港線開設推進事業として3千9百万円のほか、香港誘客促進事業として5千8百万円の、合わせて9千7百万円が計上されております。

よく考えてみますと、今定例会に計上されている補正予算は、香港線開設に係る経費のみであり、浜田知事就任以降開設した、上海線、台北線に加え、平成4年から就航しているソウル線を合わせると、今後、国際航空路線だけで4路線を維持していく必要があり、そのための経費も当然かかるものと思われまます。

国際航空路線の開設がもたらす効果は、交流人口の拡大による観光振興や、ビジネスの海外展開による産業振興など、地域経済の活性化に寄与するものであり、その効果を否定するわけではありません。しかしながら、一旦、路線を開設すれば、相手国の経済環境や日本国との関係悪化等により、利用者数が大きく増減するリスクもある中で、それを維持するコストもかかります。

また、現在、LCCの台頭により、運営する航空会社も増えた一方、国内における国際航空路線の誘致は、地方間で熾烈な競争が行われているのではないかと思われますが、そうすると、私としては、本県が手当たり次第に航空会社にアプローチして、どこかの路線が誘致できればよしといった戦略になっていないか、懸念するところもあります。

本県においては、これまでの路線選定においても費用対効果を勘案し、戦略があって進めてこられたと思いますが、今後の路線誘致に当たっては、これまでの費用対効果をきちんと検証したうえで、次の展開に活かしていくことが必要と考えます。

そこで、浜田知事就任以降、開設してきた国際航空路線の選定の考え方についてお伺いするとともに、今後の展開について、ターゲットを絞った明確な戦略が必要だと考えますが、あわせて御所見をお伺いいたします。

(浜田知事答弁)

次は、国際航空路線の誘致戦略についてであります。

人口減少が進行する中、外国人観光客の誘客を促進し、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図っていくことは重要な課題であると認識しており、私は知事就任以来、県議会の御理解と御協力をいただきながら、高松空港の航空ネットワークの拡充に取り組んできたところであります。

新規路線誘致にあたりましては、高松空港が、西日本のインバウンドのゲートウェイの一つとして交流人口の拡大を牽引していくとともに、四国の拠点空港として、その市場規模の大きさを生かすことができるよう、近隣空港との競合を踏まえ、経済効果が見込める路線の誘致に、取り組んできたところであります。

上海線につきましては、知事就任当時、ソウル線のみであった高松空港の国際航空路線について、海外進出企業のアンケート調査において、路線開設希望先として1位に挙げられていたこと、また、近隣県を含め、中国に進出する企業のビジネス需要に応えるとともに、インバウンドの誘致や県産品の販路拡大などが見込まれることなどから、県議会での御質問や御要望を踏まえ、誘致に取り組み、平成23年7月に路線開設に至ったものであります。

また、台北線は、平成12年以降長期にわたり、県議会ともども、チャーター便誘致等に取り組んできた路線であり、日台間のオープンスカイ実現や瀬戸内国際芸術祭2013の開催を契機に、平成25年3月に路線が開設されたものであります。

さらに、香港線につきましては、本県への香港からの来訪客数が台湾、韓国に次いで多く、引き続きインバウンドの有望なマーケットと考えられることから、日本への就航先を検討していた香港エクスプレスに対して、JNTO香港事務所の御紹介もあって、誘致に取り組んだところ、来月6日から路線開設が実現することになったところであります。

これまでの路線開設により、高松空港の国際線利用者数は、私が就任した平成22年度に比べて平成27年度は約4.7倍に増加したほか、県内外国人延べ宿泊者数についても、平成22年に比べ平成27年は約4.3倍の約18万人・泊となり、中四国地方では広島県に次ぐ規模となっており、交流人口の拡大による地域経済の活性化に大いに効果があったところであります。

私といたしましては、本年2月議会の代表質問でもお答え申し上げたとおり、外国人観光客の誘客における地域間競争が激化している中、高松空港が

西日本におけるインバウンドのゲートウェイの一つとして、交流人口の拡大を牽引していくため、東アジア主要都市をターゲットとする路線の整備を目指し、現在の国際線の

週13便を今後20便、将来的には、経由便も含めて、現在の広島空港と同水準の40便程度への拡充や、より利便性の高いダイヤへの改善等、航空ネットワークの充実及び空港運営のレベルアップにも取り組んでまいります。

質問の第6点は、**集落営農の担い手確保について**であります。

農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷など、農村では厳しい状況が続いており、その結果、耕作放棄地が年々増加しております。耕作放棄地の増加をこのまま放置すれば、営農や農村の生活環境にも悪影響を与える恐れがあることから、早急な対策が求められています。

地域の農業を支える県内の集落営農組織は、平成22年度の152組織から、27年度には254組織と着実に増加しているものの、2015農林業センサスによる本県の農業従事者の平均年齢は68.7歳と全国平均の66.4歳より高く、現在ある集落営農組織を維持していくことも容易ではありません。

今後も集落営農を推進することはいいのですが、高齢化が進み、組織はあっても作業できる人がどんどん減っているのが実態であります。これからは、新たな集落営農組織の育成とともに、既存組織をどうフォローアップしていくかということをしっかりと考えていかなければなりません。できた組織をほおっておけば、潰れるようなことにならないか懸念しているのであります。

ある農業者に聞くと、「息子や孫は農業をしない」と言うわけです。私は、せめてこの問題が、息子は今、農業以外で勤めているが、定年退職になれば農業をする、すぐはできないが、定年退職前から徐々に土日を使いながら手伝いをする中で、親が一生懸命やっているのを引き継いでいくという状況になればいいのですが、やはり個々の家庭で事情は違うと思うのです。家の中のことでありますから、集落営農や認定農業者の議論をしてみても、なかなか具体的な話はできないのだろうと思うのです。

集落営農を守り育てていくためには、施設・機械等の整備や経営の高度化支援といった効率化や集約化の視点も重要だと思いますが、高齢化が進む組織の実態を踏まえ、経営の持続性の観点から、組織の担い手や後継者の確保にもしっかりと取り組む必要があると考えます。

そのためには、地域の農業・農地のあり方を集落内で日常的に話し合い、組織の必要性や認識をしっかりとしたうえで、集落の将来ビジョンを明確にし、地域の農地を地域ぐるみでどのように維持していくかの合意形成の場を確保、充実させることが重要であると考えます。

そこで、集落営農組織設立後の県のフォローアップ体制はどのようになっているのか知事にお伺いするとともに、あわせて、将来を見据えた集落ごとの話し合い組織の活動支援など、持続性の観点からの集落営農の担い手の確保策についてお伺いします。

(浜田知事答弁)

次は、集落営農の担い手確保についてであります。

本県農業の持続的発展を図るためには、中核となる力強い担い手に加え、地域を支える集落営農を確保・育成し、その経営発展を図るとともに、御指摘のように、今後、高齢化等に伴い集落営農の維持に支障をきたすことも懸念されるなか、担い手の確保等により組織の維持を図ることも重要と考えております。

このため、これまで県では、集落営農組織の 新規設立を推進するとともに、設立された集落営農組織のニーズに即し、法人化に向けた指導や経営分析などの経営面での支援に加え、高収益作物の導入やその栽培に必要な機械・施設への助成などの収益拡大に向けた支援など、きめ細かなフォローアップに努めてきたところであります。

また、経営の安定化や雇用の確保につながる法人化を加速化するため、本年3月に策定した「香川県農業・農村基本計画」において、平成32年度までに集落営農法人を120組織とする目標を設定したところであります。

さらに、集落営農組織の担い手確保に向けて、「人・農地プラン」の見直しを通じ、定年帰農者も含めた将来の集落の担い手やビジョンの話し合いの活性化を支援するほか、核となるリーダーを育成するための「かがわ集落営農塾」やオペレーター候補者などを対象とした「農業機械研修」を実施するなど、次代の集落営農組織を担う人材の育成にも努めてきたところであります。

今後とも、地域を支える集落営農の持続的発展に向け、農地集積などによる経営基盤の強化に加え、核となるリーダーの育成や新たな人材の発掘など、集落営農の担い手の確保に積極的に取り組んでまいります。

質問の第7点は、**放課後子ども総合プラン**についてであります。

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等に伴い、女性の力が最大限発揮できるよう、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは重要であります。今後とも、共働き家庭が増えていくと思われませんが、そうしますと、子育て支援の中で、放課後児童の対策が必要になってきます。

国では、平成26年に「放課後子ども総合プラン」を策定し、厚生労働省及び文部科学省が連携して、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の総合的な整備を推進しています。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」においては、平成31年度末までに「放課後児童クラブ」30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を連携して実施し、その半分に当たる1万か所で一体として実施するとされ、また、「放課後児童クラブ」については、経験等に応じた職員の処遇改善や、業務負担軽減対策を進めるとされております。

本県の現状をみますと、平成27年度で「放課後児童クラブ」が8市6町230箇所、「放課後子供教室」が6市8町87箇所で開催されており、年々増加傾向にあります。昨年12月に厚生労働省が公表した「放課後児童クラブ」の実施状況によりますと、「放課後児童クラブ」を利用できなかった児童、いわゆる待機児童数は、全国で16,941人、本県でも208人発生しております。

実際、私が話を聞いた女性は、最近、東京から香川に帰ってきたが、高学年の子供を預けようとしたら、近くの「放課後児童クラブ」は学年制限をしていて入ることができなかったそうです。

県では、「香川県健やか子ども支援計画」で、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を一体的に又は連携して実施する「放課後子ども総合プラン」を推進するとされております。

「放課後児童クラブ」は、共働き世帯等の児童を対象とした生活の場、「放課後子供教室」は、学習・体験活動の場との役割分担の下で実施しておりますが、本来は、全ての子どもが安全・安心に放課後を過ごし、その中で多様な体験・活動を行いながら、次代を担う人材を育成していくことが最も重要だと考えます。

例えば、同一小学校内の余裕教室の融通活用であるとか、特に、「放課後子供教室」は教育委員会が所管していることもあり、退職教員の有効活用や、大学生、地域ボランティア等、豊富な知識と経験を持った指導者がおり、そのような人材を「放課後児童クラブ」と連携して共通プログラムを設定するなどにより、更に充実を図ることができるのではないのでしょうか。

この点、実施主体は市町であり、最後は、市町がどう対応するのかということになりま

すが、県も一体的又は連携して実施することを推進していることから、その実現に向けて、適切に支援していく必要があると考えます。

そこで、知事及び教育長にお伺いいたします。

まず、待機児童が発生している「放課後児童クラブ」の現状認識と「放課後子ども総合プラン」の推進状況を踏まえたうえで、教育委員会と連携して、一体的又は連携実施の促進策を検討すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、教育委員会においても、「放課後子供教室」の実施状況を踏まえ、学校施設の利活用促進や退職教員などを活用した共通プログラムの実施の促進など、知事部局と連携して、「放課後子ども総合プラン」を推進すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いしまして、リベラル香川を代表しての質問を終わります。

（浜田知事答弁）

最後は、放課後子ども総合プランについてであります。

児童を取り巻く社会環境の変化により、児童の安全を確保することへのニーズが高まってきていることを背景に、放課後に児童が安全に安心して過ごせる場所として、放課後児童クラブの重要性が増していることを認識しております。

このような中、御指摘のように昨年5月1日付けの調査では、県内3市町において、208名の、いわゆる待機児童が発生するとともに、高学年の受け入れが進んでいない状況にあり、その要因としては、受け入れ施設が不足していることや、放課後児童支援員等の確保が困難であることにありと認識しております。

「香川県健やか子ども支援計画」においては、県内の放課後児童クラブ実施箇所数を計画策定時の216か所から、平成31年度までに265か所とすることを目標としており、県といたしましては、目標達成に向けて、実施主体である市町に対して、放課後児童クラブの設置に係る施設整備費や、児童数等に応じた運営経費を補助するほか、児童を指導する放課後児童支援員や補助員の養成研修を行っているところであります。

また、御指摘の「放課後子ども総合プラン」により「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を「一体的または連携して実施」することにつきましては、昨年5月1日付けの調査で、県内の放課後児童クラブ230か所、放課後子供教室87か所のうち、9か所において「一体型」、17か所において「連携型」で実施されているところであります。

私といたしましては、「子育て県かがわ」を実現するため、結婚から妊娠・出産を経て、子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進していく中で、放課後対策の総合的なあり方を検討するために設置されている「香川県放課後子ども総合プラン等推進委員会」における検討を踏まえながら、教育委員会と連携して、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めてまいりたいと考えております。

(西原教育長答弁)

リベラル香川代表 三野議員の放課後子ども総合プランについての御質問にお答えいたします。

本県における放課後子供教室の実施状況については、各地域で、公民館や小学校の余裕教室、体育館等を活動の場所として、概ね週1回から月1回、地域ボランティアや元教員、学生ボランティア等を活用し、学習支援や絵画教室、スポーツ活動などが行われています。

県教育委員会では、こうした子どもの指導に当たる人材を育成するため、関係者を対象に、活動を充実させるための取組みや、特別な支援を必要とする子どもへの接し方などに関する研修会を実施するほか、毎年、放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況やそれぞれの活動内容をまとめた冊子を作成し、未実施市町にも配布して開設を促してきているところであります。

国においては、昨年12月の中央教育審議会の答申を踏まえ、今年度から幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携し、協働して、地域全体で子どもたちを育む体制や環境づくりに努めるといった考えを強めていることもあり、県教育委員会といたしましては、共働き家庭等も含めた全ての就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行える居場所づくりができるよう、「香川県放課後子ども総合プラン等推進委員会」における、施設や人材の確保等についての推進方策の検討を踏まえながら、引き続き、健康福祉部と連携し、放課後子ども総合プランの推進に努めてまいりたいと考えております。